奈良県立医科大学学長の業績評価に関する手順書

平成２９年１２月２２日奈良県立医科大学学長選考会議決定

学長選考会議は、奈良県立医科大学学長の業績評価に関する規程（以下「業績評価規程」という。）に基づき、以下に則して業績評価を実施する。

1．基準日及び評価期間等（業績評価規程　第2条関係）

区分	基準日	評価期間
学長就任2年目	当該年度の9月１日	学長就任日から当該年度の基準日まで
学長就任4年目	当該年度の9月１日	前回の業績評価基準日の翌日から当該年度の基準日まで

2．評価項目（業績評価規程　第3条関係）

（1）選考基準の各項目

（2）学長候補者の時点で選考会議に提出した所信表明等に記載されている各項目

（3）年度計画に係る奈良県公立大学法人奈良県立医科大学評価委員会による評価結果を踏まえた業績

（4）監事による監査結果を踏まえた業績

（5）その他学長選考会議が必要と認める項目

3．評価実施手順（業績評価規程　第2条関係）

（1）学長選考会議が学長に自己評価書の提出を求める通知。
（2．(5)の評価項目がある場合は、併せて通知。）

（2）学長は、2の各項目に係る業務の実施状況を自ら評価した自己評価書を作成し、学長選考会議に提出。

（3）学長選考会議が学長の自己評価書を公表するとともに、学内の意見を聞く。

（4）学長選考会議が学長との面談を実施。

（5）学長選考会議が、資料等を踏まえ評価し、その結果を公表する。

4．公表（業績評価規程　第4条関係）

業績評価の結果は、学長本人に通知し、学内ホームページに掲載する。